

# 令和元年度第1回木更津市建築審査会 会議録

日時 令和元年8月28日(水) 午後2時00分から

場所 木更津市役所駅前庁舎 8階 会議室2

**出席者** 石渡委員、白石委員、家永委員、湯谷委員、北野委員

処分庁(都市整備部次長、都市整備部建築指導課長、建築審査係長、係員)

事務局(建築指導課長補佐、係員)

**傍聴者** 0名

## 1 議事

案件1 木更津市建築基準法第43条第2項の規定による接道の特例に関する取扱基準について

案件2 建築基準法43条第2項第2号による許可の同意について

## 2 議事録

事務局から委員5名のうち、全員の出席があり、開催の条件を満たしていることを報告した。

案件1

処分庁から木更津市建築基準法第43条第2項第2号の規定による接道の特例に関する取扱基準についての報告があった。

### 【質疑応答】

(委員) この認定基準はどのような建築物に適用されるのか。

(処分庁) 一戸建てで延面積200㎡以下の住宅には建築審査会の同意が不要になる。

(委員) 付属建物も延面積に算入するのか。

(処分庁) 算入する。

(委員) 現状では、とば口の方の同意が得にくいので、ガイドラインが示されるように国にはたらきかけてほしい。

(処分庁) とば口の隅切り部の土地の購入を行っている自治体は存在している。

(委員) 今回の特例の取扱では、とば口部分のセットバックを行わずに同一用途の住宅の建替えを許可してしまうのか。

(処分庁) 許可することになる。

(委員) 木造住宅密集地域などでは、安全・衛生に関するリスクが高まってしまっているのではないか。

(委員) 将来的に、安全・衛生を担保する地区計画等が必要になるかも知れない。

## 案件2 (同意案件)

処分庁から建築基準法第43条第2項第2号による許可の同意についての説明があった。

### 【質疑応答】

(委員) 処分庁も現地確認しているので大丈夫だと思うが、説明資料に斜線制限・採光について確認できる資料がないが、問題ないのか。

(処分庁) 資料1に新築建物の配置が記入されており、問題はない。

(委員) 具体的な寸法や斜線制限の線が無いので、やはり資料不足ではないか。少なくとも平面図・立面図が必要であったのではないか。

(処分庁) 今回は資料として用意していないので、許可申請書に添付されているものを回覧する。

(委員) 今後、添付を検討することが適切ではないか。また、現状の資料では、敷地の高低差も確認できない。

(処分庁) 次回から添付する。現地確認の際、対象敷地の高低差はほとんどなかったため、道路斜線に問題がないことを確認している。

(委員) セットバック部の境界の処理はどのようにおこなうのか。セットバック後の道路への駐車や使用を防止できるのか。

(処分庁) 現地調査で確認したが、問題はないと考えられる。

(委員) セットバック後の道路境界部の見切りとして地先ブロック等の設置が必要ではないか。

(処分庁) 現地調査で確認したが、問題はないと考えられる。

(委員) 対象敷地のセットバック部分にブロック塀があるが、どうするのか。

(処分庁) ブロック塀は解体する。また、セットバック部分に量水器もあるが、移設して対応す

る計画と聞いている。

**【採決】**

案件2について採決を行い。全会一致で同意された。